

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

- ・後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・医薬品の供給状況（供給不足等）によっては、十分に説明した上で処方等の変更や治療計画の見直し等の適切な対応を行うことがあります。
- ・令和6年10月より、医療上の必要があると認められず患者さんの希望で先発医薬品を処方した場合は、一部が選定療養として患者さんの自己負担となります。

※薬剤の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。医薬品の供給が不足した場合に有効成分が同じ複数のお薬を選択でき、適切な対応が出来る体制を整えております。

ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。
ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。